令和6年度

京浜港貸付国有港湾施設維持補修工事等

特記仕様書

令 和 6 年 1 月 国土交通省関東地方整備局京 浜 港 湾 事 務 所

1. 工事概要

本工事は京浜港貸付国有港湾施設の点検・調査及び維持補修工等を行うものである。

なお、本工事については、以下に示す試行等の対象工事である。

- ・ 施工能力評価型総合評価方式及び契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の 試行工事である。
- ・ 休日の確保を評価する「休日確保評価型」の試行工事である。
- ・ 「若手技術者を配置」「働き易い職場環境の整備」及び「担い手育成活動を実施」について評価する工事であり、実施した場合には工事成績評定の加点を行う。

2. 施工場所 (別添図参照)

横浜市中区本牧ふ頭1番1地先 (HC-5~HC-9)

横浜市中区本牧ふ頭1番1地先 (HD-1) 横浜市中区本牧ふ頭1番9地先 (HD-4)

横浜市中区本牧ふ頭198番1地先 (HBC-1,HBC-2)

横浜市中区南本牧2番2 (MC-1)

横浜市中区南本牧7番5地先 (MC-3 岸壁,荷さばき地)

横浜市中区南本牧7番1 (MC-3 護岸) 横浜市中区南本牧7番8地先 (MC-4 岸壁) 横浜市中区南本牧7番8、地先 (MC-4 荷さばき地) 横浜市中区南本牧7番2、7番8、地先 (MC-3,4 荷さばき地)

横浜市中区南本牧7番1、8番1、8番2 (MC-3.4 荷さばき地(その2))

横浜市鶴見区大黒ふ頭25 (DT-9) 川崎市川崎区東扇島地先 (KC-1,KC-2)

3. 工期

契約締結日から、令和7年3月31日までとする。

なお、工期は、土曜日、日曜日、祝休日、夏期休暇及び年末年始休暇を休日として設定している。

4. 管理用基準

基準面: 発注者の管理用基準面とする。(T.P-1.090m)(測地成果2011)

基準点:監督職員の指示によるものとする。 [世界測地系]

5. 工事内容

工種名称	規格·形状寸法	単位	数 量	参考	数量	摘要
【点検·調査】						
現地調査 日常点検(陸上点検) 日常点検(海上点検) 報告書作成		m2 m2 式	7,314,768 150,288 1		17施設 16施設	12回点検/年 12回点検/年
【維持補修工】						
維持補修工 防舷材取替 防舷材取付	受衝板付 H=1,330mm 受衝板付 H=1,500mm	基基	2			KC-1 HD-1
	アスファルト舗装 t=5cm t=5cm t=1.5mm W=100mm	m m2 m	12 1,856 290	改質Ⅱ型AS	92 m3	MC-3 密粒度 溶融式 黄
監視カメラシステムエ 無停電電源装置バッテリー	一部取替	個	1			MC-4

- 6. 支給材料・貸与物件及び寄託物品
- 6-1 支給材料

なし

6-2 貸与物件 なし

6-3 寄託物品

品名	品質·規格	畄位	数量	対象作業	引渡場所	返還場所	摘	要
нн 1		+ 124	奴主	バタに未	引渡時期	返還時期	1161	Ø
防舷材	浮遊型空気式防舷材	基	2	移設	横浜市神奈川区山内1-2	横浜市神奈川区山内1-2		
防舷材用 取付金具	空気式 ϕ 1.0m×L2.0m用	式	1	1夕 政	監督職員の指示による	監督職員の指示による		

6-4 提供資料

- · 令和5年度 京浜港貸付国有港湾施設維持補修工事等 点検結果報告書
- · 令和3年度 京浜港貸付国有港湾施設定期点検業務 報告書
- · 令和4年度 京浜港貸付国有港湾施設定期点検業務 報告書
- · 令和5年度 京浜港貸付国有港湾施設定期点検業務 報告書
- ・横浜港本牧ふ頭地区HBC-1~HBC-2 維持管理計画書
- ・横浜港本牧ふ頭地区HC-5~HC-9 維持管理計画書
- ・横浜港本牧ふ頭HD-1岸壁(-13m) 維持管理計画書
- ・横浜港本牧ふ頭D-4岸壁 維持管理計画書
- · 横浜港南本牧地区MC-1 維持管理計画書
- ・横浜港南本牧地区MC-3コンテナターミナル 維持管理計画書
- ・横浜港南本牧地区MC-4コンテナターミナル 維持管理計画書
- ・横浜港南本牧地区MC-3.4荷さばき地 維持管理計画書
- ・横浜港南本牧地区MC-3,4荷さばき地(その2) 維持管理計画書
- ・横浜港大黒ふ頭地区DT-9 維持管理計画書
- ·川崎港東扇島地区KC-1~KC-2 維持管理計画書

7. 工事仕様

7-1 総則

- (1) 本特記仕様書に定めのない事項については、「港湾工事共通仕様書」(国土交通省港湾局 令和5年3月)、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」(国土交通省 令和5年3月)の定めによるものとする。 なお、共通仕様書の改訂により実施内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議し実施するものとする。
- (2) 港湾工事共通仕様書に規定のない事項については、以下の仕様書等に準拠するものとし、適用する工種については、監督職員と協議するものとする。
 - 1) 国土交通省港湾局ホームページ 港湾施設の維持管理 (https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr5_000051.html)に掲載している。
 - ・「港湾の施設の点検診断ガイドライン(平成26年7月、令和3年3月 一部変更)」
 - 2) (一財)沿岸技術研究センター発行
 - ・「ゴム防舷材の維持管理ガイドライン(改訂版)(平成25年3月)」
 - ・「港湾の施設の維持管理技術マニュアル(平成30年7月)」
 - 3)(公社)日本道路協会発行
 - ・「舗装施工便覧(平成18年2月)」
 - ・「舗装設計施工指針(平成18年2月)」
 - ・「舗装再生便覧(平成22年12月)」
- (3) 監視カメラシステム工については、下記資料を参考とするものとする。 国土交通省港湾局ホームページ内(https://www.mlit.go.jp/tec/it/denki/gijyutukijyun.html)に掲載している。
 - ·「電気通信設備工事共通仕様書(令和5年3月)」
 - ·「電気通信施設設計業務共通仕様書(令和5年3月)」
- (4) 「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」に定める調査職員は監督職員に、管理技術者は主任技術者(監理技術者)にそれぞれ読み替えるものとする。 また、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」に定める管理技術者の資格は求めないものとする。
- (5)維持管理対象施設は下表のとおりとする。

港名	施設名	施設種別	構造形式	延長 (m)	水深 (m)	備考
T# /L /#	LIDO 1	₩ =÷	11.12.7			
横浜港	HBC-1	岸壁	桟橋式	390.50	-16	
	HBC-2	岸壁	ジャケット式	80.00	-16	
	HC-5	岸壁	矢板式	200.00	-13	
	HC-6	岸壁	矢板式	200.00	-13	
	HC-7	岸壁	矢板式	200.00	-13	
	HC-8	岸壁	矢板式	200.00	-13	
	HC-9	岸壁	矢板式	250.23	-13	取付部含む
	HD-1	岸壁	ジャケット式	570.80	-13	取付部含む
	HD-4	岸壁	重力式	330.00	-16	
	MC-1	岸壁	重力式	375.00	-16	取付部含む
	MC-3	岸壁	重力式	441.50	-18	取付部・荷さばき地施設含む
		護岸	重力式	213.99	_	
	MC-4	岸壁	重力式	500.00	-18~	荷さばき地施設含む
	MC-3,4	荷さばき地				
	MC-3,4(その2)	荷さばき地				
	DT-9	岸壁	重力式	315.00	-12	取付部含む
川崎港	KC-1	岸壁	桟橋式	359.00	-14	取付部含む
	KC-2	岸壁	桟橋式	81.00	-14	

7-2 現地調査

- (1)業務を行うにあたり事前に業務の目的及び内容を把握し、業務の手順及び遂行に必要な事項を企画立案し、業務計画書を作成するものとする。
- (2) 対象施設について、変状の有無や利用上の支障となるようなものの発見を目的に陸上及び海上から目 視点検を行うものとする。実施頻度は各施設1回/月とする。
- (3) 日常点検(陸上点検)は、法線のずれ、段差、エプロン舗装の沈下及び亀裂、附帯設備の異常等について確認を行い、劣化の進行が見られる部材、箇所については、経過観察を行うものとする。 日常点検(海上点検)は、上部工及び下部工の変状、附帯設備の異常等について確認を行い、劣化の進行が見られる部材、箇所については、経過観察を行うものとする。
- (4) 日常点検結果は、速報として整理し、速やかに監督職員へ報告すること。 なお、紙による報告書は、工期末日までに原稿1式(原図、記録紙等含む)を提出することとする。
- (5) 自然災害もしくは緊急を要する施設点検が必要な場合は、監督職員の指示により臨時点検を実施することがある。なお、これに伴う契約変更は、工期末日までに行うものとする。

7-3 維持補修工

7-3-1 防舷材取替

(1)	番号	対象施設	防舷材No.	内容	既設防舷材の取扱
	1	KC-1	No.21	全取替	廃棄
	2	KC-1	No.22	全取替	廃棄

(2) 防舷材の形状寸法及び性能は下表とする。仕様にあたっては試験成績表を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。

番号	形状寸法	吸収エネ	ベルギー	反	力	
笛与	沙仏马云	性能標準値	試験規定値	性能標準值	試験規定値	由
12	H=1,330mm (受衝版含む)	468.3kN·m 以上	421.5kN·m 以上	1,120kN 以下	1,232kN 以下	300kN/m2 以下

[※]品質の合否は、品質試験結果が試験規定値を満足しなければならない。

- (3) 防舷材取付金具等の材質はJIS G 4304 SUS304又は同等以上の品質とし、埋め込み部以外は、亜鉛メッキとする。
- (4) 防舷材取付金具設置におけるコンクリート削孔の際、完成図等の資料確認を行った上で、鉄筋探査やケーブルロケーター等の事前調査を行い、既設上部コンクリート構造物等に損傷を与えないよう十分留意し施工しなければならない。

7-3-2 防舷材取付

(1)	番号	対象施設	防舷材No.	内容	既設防舷材の取扱
	1	HD-1	No.3	全取付	_

(2) 防舷材の形状寸法及び性能は下表とする。仕様にあたっては試験成績表を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。

番号	形状寸法	吸収エネ	ベルギー	反	力	
笛万	沙扒了五	性能標準值	試験規定値	性能標準值	試験規定値	面
1	H=1,500mm (受衝版含む)	478.8kN·m 以上	430.9kN·m 以上	1,070kN 以下	1,177kN 以下	290kN/m2 以下

[※]品質の合否は、品質試験結果が試験規定値を満足しなければならない。

(3) 防舷材取付金具等の材質はJIS G 4304 SUS304又は同等以上の品質とし、埋め込み部以外は、亜鉛メッキとする。

(4) 防舷材取付金具設置におけるコンクリート削孔の際、完成図等の資料確認を行った上で、鉄筋探査やケーブルロケーター等の事前調査を行い、既設上部コンクリート構造物等に損傷を与えないよう十分留意し施工しなければならない。

7-3-3 舗装補修

- (1) 舗装版切断
 - 1)舗装版切断時に発生する排水又は粉じんの回収、処理の方法については、事前に監督職員の承諾を得るものとする。
 - 2) 排水が発生する場合は、排水吸引機能を有する切断機械等により回収し、当該排水については、建設 廃棄物として適正に処理するものとする。 なお、これに伴う変更契約は工期末日までに行うものとする。
 - 3) 排水又は粉じんの処理後、監督職員に産業廃棄物管理表(マニュフェスト)を提出するものとする。
- (2) 舗装補修の内容は、下表のとおりとする。
 - 1) アスファルトコンクリート用骨材の品質は、下表の規格に適合するものとする。

用途項目	表層		
表乾比重	2.45 以上		
吸水率	3.0 % 以下		
すり減り減量	30 % 以下		

2) 加熱アスファルトコンクリートは、下表を満足するものとする。

項目	表層アスコン
アスファルトの種類	密粒度ポリマー改質Ⅱ型アスファルト
アスファルトの使用量(%)	5~7
骨材の最大粒径	20
アスファルト針入度	40~60
マーシャル安定試験 に対する基準値	港湾工事共通仕様書2-18-1 表2-12による
マーシャル安定試験、突固回数	75回

- 3) 表層平均厚5cmとする。
- 4) 舗装使用材料の仕様にあたっては、試験成績表を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。
- 5) 施工にあたり、施設の借受者等関係者との諸調整を行い、施工計画書を作成し提出するものとする。
- 6) 舗装に使用する乳剤(タックコート)は下表のとおりとする。

名称	種類	散布量	品質	摘要
タックコート	PKR-T	$0.3\ell/\text{m}^2$	JEAAS-2020	改質Ⅱ型As

(3) 区画線

- 1) 区画線は溶融式とし、厚さ1.5mmとする。
- 2) 路面表示に使用する路面標示用塗料は、下表のとおりとする。

名称	品質規格		
区画線	JIS K 5665		

7-4 監視カメラシステムエ

7-4-1 秘密の保全

- (1) 監視カメラシステム工は、設計基準等公表されている資料以外については、秘密の保全が必要な工事である。
- (2) 監視カメラシステム位置等の詳細については、監督職員の指示によるものとする。

7-4-2 無停電電源装置バッテリー部取替

- (1) 監視カメラシステムの詳細については、別添機器仕様書によるものとし、ハードウェアは機能及び仕様を満足しなければならない。
- (2) 監視カメラシステムに使用する機器については、中古品であってはならない。
- (3) 機器については、最新・最良の製品を監督職員と協議の上選定し製造・購入すること。なお、選定した機器については承諾図を作成し、監督職員の承諾を得ること。
- (4) ハードウェアは、入札時において、同一機種で過去に出荷実績/稼働実績及び十分に高い信頼性を 有する標準的な既製品で最新のものを選定すること。
- (5) ハードウェアの保守部品は、設置後4年以上部品供給が可能であることとする。
- (6)機器等の製造・調達にあたっては以下に留意するものとする。
 - 1) 修理等のメンテナンスが日本国内で迅速かつ確実に行えること。
 - 2) アフターサービス体制及び部品の供給体制を整備している物品であること。
 - 3) 操作マニュアル及び取扱説明書等は、日本語にて記載されているものを用意すること。
- (7) 機器の設置においては、ハードウェア・ソフトウェア双方に必要な設定を行った上で接続し、接続確認を 行うこと。
- (8) 設置機器について、突発的故障等により代替え機器が必要となる場合は、監督職員と協議するものとする。なお、これに伴う契約変更は、工期末日までに行うものとする。
- (9) 撤去したバッテリーについては、適正に処理するものとする。なお、処分費等が発生する場合は監督職員と協議するものとし、これに伴う契約変更は、工期末日までに行うものとする。

7-5 その他

点検等により緊急に施設補修が必要な場合は、監督職員の指示により補修工事を実施することがある。なお、これに伴う契約変更は工期末日までに行うものとする。

8. その他

- 8-1 本工事施工箇所及び点検箇所は、公共バースとして使用しているため、工事期間中の安全・保安対策を十分に行うものとし、海上保安部等の関係官公署及びバース利用者と工程・施工方法等について綿密な調整を行うものとする。
- 8-2 本工事の対象施設は供用中の岸壁及び荷さばき地であることから、点検、工事等の時間が制限されている。 主に点検、調査、測量は平日の早朝または昼休憩時、維持補修工事は平日夜間または休日が許可されているが、施設や運用状況により変更があるため、実施にあたっては施設の借受者と調整を図るこ
- 8-3 時間外においても臨機の対応が取れる様、確実に連絡が取れる体制を確保すること。
- 8-4 海上点検等の実施にあたっては、船舶の航行安全に十分留意しなければならない。
- 8-5 海上・水中にて作業を実施する際、安全監視船が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。これに伴う契約変更は工期末日までに行うものとする。
- 8-6 施工にあたっては、既設構造物に損傷を与えないよう十分留意しなければならない。
- 8-7 本工事において、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第29条第1項に基づき設定された制限区域に立ち入る場合、受注者は埠頭保安管理者の指示に従って必要な処置を講じなければならない。

8-8 ゴム製品の品質確認等及び検査

- (1) ゴム製品の品質確認等
- 1) 受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料(以下、ゴム製品等とする。下表参照)を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して受注者が指定した第三者(東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本面・人事面で関係がない者)によって作成された品質を証明する書類(船舶安全法による検査の対象品については、予備検査合格証明書)を提出し、監督職員の確認を得るものとする。
- 2) なお必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。

試験名	計測項目
通常状態での試験(常態試験)	硬さ、比重、引張強度、伸び
熱老化試験	熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み
製品検査	外観、寸法、性能

3) ゴム製品等の品質確認をした場合における契約不適合の取扱い 第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。

(2) 検査

- 1) ゴム防舷材の品質及び諸試験等は下記のとおりとする。
- ① ゴム防舷材の製作に先立ち、規定の圧縮変位量及びこれに対する性能標準値を提出し、監督職員の承諾を得るものとする。
- ② ゴム防舷材の本体及び付属金具の形状寸法等の詳細について、製作前に図面を提出し、監督職員の承諾を得るものとする。
- ③ 試験は関係官公署又は監督職員の承諾を得た試験所で行うものとする。
- ④ ゴム防舷材の性能試験は、10基に1基の割合(端数切上げ)で任意に抽出した製品を対象に行う ものとする。
- ⑤ ゴム防舷材の性能試験は下記のとおり実施するものとする。
 - イ) 圧縮速度は、毎分2~8cmとし、規定の圧縮変位量を越えるまで、3回繰返して行うものとする。
 - ロ) エネルギーの吸収値は、規定の圧縮変位量までの反力一変位曲線から求め、kN·mで表すものとする。
 - ハ)性能値は、第2回目と3回目の試験値の平均とする。
 - 二)性能試験時の室温を記録しておくものとする。必要に応じて、温度による性能特性の変化を把握するものとする。
- ⑥ 試験の結果、性能標準値を満足しないものがあった場合は、残量の未試験品について、5本に1本の割合(端数切上げ)で任意に抽出し、それらについて性能試験を行うものとする。 これら全試料の性能試験の合格をもって、前記不合格品を除いた全数を合格とする。 更に不合格品があれば、残りの全数について試験を行い、個々について合否の判定を行うものとする。
- ⑦ JIS規定以外の製品の検査を行う場合は、その方法、合否の判定等について監督職員と協議するものとする。

8-9 再生資源の利用等

- (1) 特定建設資材の分別解体等・再資源化等
 - 1) 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年5月31日法律第104号。以下、「建設リサイクル法」という。)第11条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手(建設リサイクル法第10条第1項に規定する工事着手をいう。)するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。
- 2) 本工事は、建設リサイクル法に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

イ) 分別解体の方法

<u> </u>	- PT-07737A		
エ	工程	作業内容	分別解体等の方法
程	①仮設	仮設工事	□ 手作業
Ĵ		□ 有 ■ 無	□ 手作業・機械作業の併用
لح	②±工	土工事	□ 手作業
の		□ 有 ■無	□ 手作業・機械作業の併用
作	③基礎	基礎工事	□ 手作業
業		□ 有 ■無	□ 手作業・機械作業の併用
内	④本体構造	本体構造の工事	□ 手作業
容		□ 有 ■無	□ 手作業・機械作業の併用
及	⑤本体付属品	本体付属品の工事	□ 手作業
び		■ 有 □無	■ 手作業·機械作業の併用
解	⑥その他	その他の工事	□ 手作業
体	(構造物撤去)	■ 有 □無	■手作業·機械作業の併用

口) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材	施設の名称	所在地
廃棄物の種類		
アスファルト殻	世紀東急工業(株) 金沢混合所	神奈川県横浜市金沢区鳥浜町4-2

ハ) 受入時間

世紀東急工業(株) 金沢混合所 : 8時00分~19時00分

3) 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了した時は、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(平成14年5月)」に定めた様式1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

(2) 建設副産物

建設副産物を搬入する場合又は建設副産物を搬出する場合は、工事着手時及び工事完了時に「建設リサイクルガイドライン(平成14年5月)」に定めた様式1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式2 〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を監督職員に提出しなければならない。

(3) 建設副産物情報交換システムの活用

本工事は、建設副産物情報交換システム(以下「システム」という。)の登録対象工事であり、受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。なお、これにより難い場合には、監督職員と協議しなければならない。

(4) その他

契約締結後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議しなければならない。

8-10 再生資源利用促進計画

(1) 受領書の交付

受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

(2) 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等

受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

(3) 建設発生土の運搬を行う者に対する通知

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「再生資源利用促進計画」に記載した事項(搬出先の名称及び所在地、搬出量)と「(2)再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければなら

- (4) 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づ き、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促 進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書 の写しを提出しなければならない。
- 8-11 本工事の施工にあたっては、周辺環境対策の一環として、「平成9年7月31日付 建設省告示第1536号、改正平成12年12月22日付 建設告示第2438号、改正平成13年4月9日付 国土交通省告示第487号」により定められた低騒音型・低振動型を使用するものとする。なお、低騒音型・低振動型を使用できない場合は、監督職員と協議しなければならない。
- 8-12 受注者の責によらず、コンクリートの強度が材齢28日により難い場合は、推定値としての強度を確認すること。なお、推定強度の算定は、事前に監督職員に関係資料を提出し、承諾を得なければならない。また、その場合においても、材齢28日の供試体による圧縮強度試験結果は、後日報告するものとす
- 8-13 JIS Q 9001:2000(ISO9001:2000)に関する事項
 - (1) 適用
 - 1) 当該工事は、JIS Q 9001:2000(ISO9001:2000)認証取得している受注者が希望する場合、監督業務の一部を受注者の自主的な施工管理活動を活用する等の「ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱い」を行う工事である。

なお、受注者が共同企業体の場合における「ISO9001認証取得している受注者」とは、すべての構成員がISO9001認証取得者である共同企業体をいう。

「ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱い」を希望する受注者は、工事請負契約後14日以内に、次に掲げる書類を添えて申請書を提出しなければならない。ただし、③及び④に掲げる書類については、①に掲げる書類によってその内容を確認することができる場合は、提出を要しない。

- ① ISO9001認証の取得に係る登録証の写し
- ② ISO9001審査に係る次の書類
 - イ)直近の審査報告書(初回審査、定期審査又は更新審査のいずれかを対象として審査登録機 関が発行したものに限る)の写し
 - ロ) イ)の審査に係る合否判定結果の写し
- ③ 申請に係る工事を担当する内部組織がISO9001認証取得している場合にあっては、その旨を示す書類
- ④ ISO9001認証の範囲が、工事の内容に一致していることを示す書類
- ⑤ 申請者が申請日の前年度及び前々年度(申請日の属する月が4月から7月までの場合にあっては前々年度及びその前年度)に地方整備局の所掌する港湾工事を完成し、その成績評定を受けている場合においては、すべての請負工事成績評定通知書の写し
- ⑥ ⑤の成績評定を受けていない場合において、ISO9001認証の取得以降に地方整備局の所掌する 港湾工事の成績評定を受けているときは、当該成績評定に係る直近の請負工事成績評定通知 書の写し
- 2) 契約締結後、JIS Q 9001:2000(ISO9001:2000)の認証の維持に関して不測の事態又は疑義が生じた場合は、直ちに監督職員に報告し、協議するものとする。
- 3) ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いを行う場合は、従来の監督業務のうち、「指定材料の確認」、「工事施工状況の確認」、「出来形の確認」、「施工状況検査」については、原則として、受注者の自主的な施工管理活動を活用して実施するものとする。

また、適切な時期に、監督職員が受注者の自主検査記録と品質システム運用状況を確認、把握するものとする。

4) 監督職員が、適切な時期に受注者の自主検査記録と品質システム運用状況を確認、把握した結果、不都合が多いと認められた場合は、ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いを中止し、 従前の監督業務を実施するものとする。

(2) 当該工事品質計画書の提出

ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いを行う場合、受注者は、品質システム文書(マニュアル、手順書、品質計画書)のうち、当該工事品質計画書を工事着手前までに監督職員に提出するものとする。この場合、施工計画書と当該工事品質計画書の記述内容に重複する部分がある場合は、品質計画書の記述を施工計画書に参照又は引用する構成で作成してもよい。または、当該工事品質計画書と施工計画書の双方が網羅されていれば1冊に統合した構成で作成してもよい。

なお、施工計画書と当該工事品質計画書の構成については、監督職員と協議の上決定し作成するものとする。また、当該工事を同一企業内の複数の組織で担当する場合で、かつ各組織ごとに別々に認証取得している場合には、各組織ごとに当該工事品質計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

なお、当該工事を同一企業内の複数の組織で担当する場合は、当該工事品質計画書において各組織との関係を明確に記述するものとする。特に各組織に分担された工事の進め方等について記述するものとする。

1) 受注者が甲型経常建設共同企業体の場合

甲型経常建設共同企業体については出資比率が最大の者、もしくは、出資比率が同率の場合はどちらか一方(以下「出資比率が最大の者等」という。)の品質システムを共同企業体の品質システムとして適用するものとする。ただし、工場製作等で代表企業と作業場所を異にする作業がある場合には、当該作業を行う共同企業体構成員も認証取得しているものとする。

また、甲型経常建設共同企業体については出資比率が最大の者等の品質システムを共同企業体の 品質システムとして適用することを当該工事品質計画書に記述するものとする。また、当該工事品質 計画書又は施工計画書には、代表者と構成員の関係を記述するものとする。

(3) 検査時の提出書類

ISO9001認証取得を活用した監督業務等を行う場合、監督業務のうち、受注者の品質システムに基づき作成する、品質管理及び出来形管理に関する書類については、必要事項が網羅されている場合に限り、監督職員が承諾の上、指定様式等によらず受注者の自主検査記録等の様式により提出しても良いものとする。

(4) 内部品質監査の実施

ISO9001認証取得を活用した監督業務等を行う場合、受注者は、当該工事において、以下に定める事項に基づき、内部品質監査を実施するものとする。

1) 内部品質監査員の資格基準

内部品質監査における監査チームのリーダーは、10年以上の現場経験を有し、技術士もしくは1級土木施工管理技士等の資格を有すると共に、(財)日本適合性認定協会(JAB)の認定を受けている審査員養成機関が実施する内部品質監査員養成セミナー(研修)またはそれと同等の研修を終了し、その後、現場作業所を対象に監査チームのリーダーを経験した者とする。

2) 実施時期

内部品質監査は、施工途中及び工事完了前に実施する。なお、施工途中においては、6ヶ月を越えない間隔で実施する。

なお、受注者は、当該工事品質計画書又は施工計画書に、当該工事で実際に内部品質監査を行う 監査チームリーダーの氏名、経歴、経験及び具体的な監査実施時期を記述するものとする。

(5) 検査・測定及び試験の担当者と承認者の明確化

ISO9001認証取得を活用した監督業務等を行う場合、受注者は、当該工事において、設計図書に基づいて実施される検査・測定及び試験の担当者、承認者を定めるものとする。

なお、受注者は、当該工事品質計画書又は施工計画書に、設計図書に基づいて実施される検査・ 測定及び試験の担当者、承認者を記述するものとする。

(6) 検査・測定装置及び試験装置の管理

ISO9001認証取得を活用した監督業務等を行う場合、受注者は、当該工事において、検査・測定装置の管理担当者を定めて、校正、使用前点検等を実施し、適切に管理するものとする。

また、検査・測定装置及び試験装置の管理の記録に関し、監督職員が提示又は写しの提供を求めた場合は、受注者はこれに従うものとする。

なお、受注者は、当該工事品質計画書及び施工計画書に、必要とする検査・測定装置及び試験装置の名称、管理担当者、承認者及び管理方法を記述するものとする。対象となる検査・測定装置とは、その結果が目視等では確認できず数値のみでしか管理できないものとする。

(7) トレーサビリティの確保

ISO9001認証取得を活用した監督業務等を行う場合、受注者は、当該工事において、必要とする材料について、工事完了後に、使用場所、時期、品質が確認できるよう、管理を行うものとする。トレーサビリティの管理の記録に関して、監督職員が提示又は写しの提供を求めた場合は、受注者はこれに従うものとする。

なお、受注者は、当該工事品質計画書及び施工計画書に、必要とする材料について管理項目、管理方法を具体的に記述するものとする。

(8) 品質記録

ISO9001認証取得を活用した監督業務等を行う場合、受注者は、当該工事において作成した品質記録に関し、監督職員が提示又は写しの提出を求めた場合は、これに従うものとする。

8-14 技術的所見(施工計画書)

(1) 技術提案実施計画書

受注者は、入札時に提案した技術的所見(施工計画書)に基づき、従来の施工計画書とは別冊で技術提案実施計画書を作成し、施工しなければならない。また、受注者は履行確認方法を監督職員と協議し、併せて技術提案実施計画書に記載の上、監督職員に提出しなければならない。

(2) 技術提案の変更

発注者の事情による設計条件の変更又は予期することができない特別な状態が生じたことにより、技術提案に基づく施工ができない場合は、発注者と協議するものとする。協議の結果、発注者の承諾を得た場合は、技術提案実施計画書の変更を行い、監督職員に提出するものとする。

(3) その他

技術的所見(施工計画書)に基づく請負代金額の変更は行わないものとする。

8-15 工事コスト調査について

予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は「共通仕様書」に記載されたものの他、追加として下記の調査に協力しなければならない。

- (1) 受注者は、下請負者の協力を得て下記の調査票を作成し、工事完了後、速やかに発注者に提出しなければならない。なお、調査票等については別途監督職員から指示する。
- (2) 受注者は、提出された調査票等について、その内容のヒアリングを求められたときは、受注者はこれに 応じなければならない。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものと
- (3) 提出された調査票は、原則として、関東地方整備局及び京浜港湾事務所のホームページにより公表する。

_∂ം	
資料名	内 訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表-1	積算内訳書の発注者と受注者における当初と実績の比較表
比較表-2	積算内訳書に対する明細書の発注者と受注者における当初と実績の比較表
比較表-3	受注者の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表-4	受注者の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表-5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表-6	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表-7	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表-8	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	受注者、下請負者の工事費内訳

8-16 低入札契約におけるモニターカメラの設置

予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

8-17 不可視部分の出来形管理について

予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、監督職員の指示した工種の不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形管理を行うこととし、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。

8-18 出来高部分払方式の実施について

本工事は、出来高に応じた部分払いを選択できる出来高部分払方式の対象工事であり、受注者が「出来高部分払方式」を選択した場合、本工事の出来高部分払は、「出来高部分払方式実施要領」に基づき出来高部分払いを行うものとする。

8-19 総価契約単価合意方式の実施について

- (1) 本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事であり、実施にあたっては、「総価契約単価合意方式 実施要領」に基づき行うものとする。
- (2) 発注者・受注者間で締結した単価及び出来高確認方法合意書は、公表することができるものとする。

- 8-20 管理技術者等の配置について
 - (1) 本工事は、監督職員の他に監督職員の補助業務を行う管理技術者等を配置等する。
 - (2) 本工事を担当する管理技術者等の氏名は後日通知する。
 - (3) 管理技術者等が監督職員に代わり現場で立会等の臨場をする場合には、その業務に協力しなければならない。また、関係書類の提出に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。ただし、管理技術者等は、工事請負契約書第9条に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。

8-21 契約内容の変更手続きについて

- (1) 本工事における設計変更や契約変更を適正に行うため、発注者及び受注者協議及び指示を徹底するとともに、協議書及び指示書等があるものを契約変更の対象とする。
- (2) 設計変更等については、工事請負契約書第18条から第26条及び港湾工事共通仕様書本編1-1-16から1-1-18などに記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「契約変更事務ガイドライン」(国土交通省港湾局)を参考とするものとする。
- (3) 施工方法を想定し費用を算出している工種について、契約締結後に判明した現場状況等により、施工方法等が変更となる時は、監督職員と協議し、その費用を変更する場合がある。 なお、これに伴う契約変更は工期末日までに行うものとする。

8-22 工事中の安全確保

工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」、港湾局技術企画課及び 港湾工事安全推進官が定める「港湾空港関係直轄工事の事故防止に係る重点対策」について留意 し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、「重点安全対策」及び「港湾空港関係直轄工事の事故防止に係る重点対策」については、監督 職員より別途通知する。

8-23 無人航空機を使用する際の情報流出防止策

- (1) 本工事において、無人航空機を使用する場合には、以下に掲げるような情報流出防止策を講じること。ただし、本工事が、「政府機関等における無人航空機の調達等に関する方針について」(令和2年9月14日、関係省庁申合せ)に示す重要業務に該当しないことが明らかであって、工事性質に応じて当該策を講じることが困難な場合、監督職員と協議の上、可能な限りの策を講じた上で、当該策を講じないことができるものとする。
 - 1) インターネットへの接続については、ソフトウェアアップデート等に必要な最小限度とし、飛行中は接続しない。
- 2) インターネットに接続する場合も、データが流出しないよう、撮影動画等のクラウドへの保存機能を停止する。機体内部や外部電磁的記録媒体に保存されている飛行記録データや撮影動画等を飛行終了後、確実に消去するなどの措置を講じる。
- (2) 前項の情報流出防止策によって工事の実施等に支障が生じる恐れがある場合は、監督職員と協議すること。

8-24 快適トイレの試行

(1) 内容

受注者は、現場に以下の1)~11)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。 12)~17)については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目で有り、必須ではない。

【快適トイレに求める標準機能】

- 1) 洋式便器
- 2) 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む)
- 3) 臭い逆流防止機能
- 4) 容易に開かない施錠機能
- 5) 照明設備
- 6) 衣類掛け等フック、又は、荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg以上とする)

【付属品として備えるもの】

- 7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- 8) 入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)
- 9) サニタリーボックス(女性専用トイレに必ず設置)
- 10) 鏡と手洗器
- 11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- 12) 室内寸法900mm×900mm以上(面積ではない)
- 13) 擬音装置(機能を含む)
- 14) 着替え台
- 15) 臭気対策機能の多重化
- 16) 室内温度の調整が可能な設備

17) 小物置き場(トイレットベーパー予備置き場等)

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記(1)の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基準等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】1)~6)及び【付属品として備えるもの】7)~11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、51.000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で1基ずつ2基/工事(施工箇所)※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとする。

※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

(3) その他

快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項目の対象外とする。

8-25 建設現場における遠隔臨場の実施について

(1) 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「施工状況検査等に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)とWeb会議システム等を介して「施工状況検査」、「材料検査」と「立会」の遠隔臨場を行うものである。なお、遠隔臨場は、『港湾の建設現場における遠隔臨場に関する実施要領(案)』の内容に従い実施する。

(2) 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場条件により遠隔臨場の適用性が一致しない場合も想定されることから、現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。受注者は適用する工種、確認項目に関する協議資料作成にあたり、『港湾の建設現場における遠隔臨場に関する実施要領(案)』別表1~3 を参考とする。

(3) 実施内容

1) 施工状況検査・材料検査、立会での確認

受注者が動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)により取得した映像及び音声をWeb 会議システム等を介して「施工状況検査」、「材料検査」と「立会」を行うものである。

2)機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)やWeb 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

3) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

4) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

5) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、技術管理費に積上げ計上する。なお、遠隔臨場にかかる費用は当初計上していないため、監督職員との協議により設計変更の対象とする。

6) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正 行為等に対する監督処分の基準令和4 年5 月26 日(国不建第79 号)』等に従い、監督処分を実施 する場合がある。

8-26 「休日確保評価型」試行工事について

試行工事において、週休2日、4週8休のいずれかを確保した場合には、工事成績評定の加点を行う。 また、当初より4週8休以上の達成を前提とし、労務単価、機械経費(賃料)、共通仮設費および現場管理費率に補正係数を乗じた費用を計上しているが、休日確保の達成状況により、4週8休に満たなかった場合には、契約変更を行う。

なお、現場閉所と認める軽易な作業は以下のケースを想定しているが、これによりがたい場合は、工事 品質確保調整会議において決定するものとする。

- ・交通誘導員(安全監視船)のみ稼働している場合。
- ・出勤後、天候により作業できない場合。
- ・コンクリート養生のみを行う場合。
- ・コンクリート強度確認のみを行う場合。
- ・地域行事、現場見学会等の開催により少数の出勤者が生じた場合。

8-27 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険を付さなければならない。

- 8-28 工事品質確保調整会議について
 - (1) 工事品質確保調整会議の開催

本工事は、円滑な工事の実施及び品質の確保を図ること等を目的として、発注者及び受注者とその 双方の責任者が参加し、施工における条件、工事工程の確認及び調整、施工計画の確認及び設計変 更に関する確認・調整等を行う会議(以下、「調整会議」という。)を開催するものとする。調整会議の開催時期は、受注者が設計図書の照査を完了した工事着手前を基本とするが、監督職員と協議し決定 するものとする。なお、「設計の確認」及び「下請への確認」のため調整会議を開催することができる。また、施工途中において開催が必要と判断された場合は、複数回開催することもできる。

(2) 設計変更について

本工事において、設計変更の可能性がある場合、受注者は、設計変更の妥当性等について協議を行う場である、調整会議の開催について監督職員に対して要請することができる。

- (3) 設計の確認について
 - 1) 本工事は、工事着手前及び施工段階において設計思想の伝達及び情報共有を図ることを目的として、発注者、設計者及び受注者が一堂に会を開催することができる。
 - 2) 開催時期は、受注者が設計図書の照査を完了した後を基本とするが、監督職員と協議し決定するものとする。なお、施工途中において設計図書等の内容に疑義が生じた場合、複数回開催する場合もあ
- (4) 下請への確認について

本工事は、発注者、受注者及び下請業者において当該工事契約内容等について相互確認するため、発注者及び受注者間の協議により開催することができる。

(5) 工程提示

本工事は、契約締結後に発注者が想定している工程表を受注者に提示する工事である。

- 8-29 働き易い職場環境を整備した工事
 - (1) 働き易い職場環境を整備した工事とは、8-34の快適トイレを導入した工事で、かつ現場事務所において以下のいずれかの職場環境を整備した工事である。 ・休憩室と独立して設置された喫煙室、施錠可能なロッカー、化粧台、シャワー室
 - (2) 受注者は、実施状況を監督職員へ提出するものとする。
- 8-30 担い手育成活動を実施した工事
 - (1) 担い手育成活動を実施した工事とは、土木業界に関係の有無に関わらず子供から大学生等までの若 手に対し、受注者自らの企画・立案により現場視察・実習、講習会等(注)を開催し、建設業への関心 の喚起や建設技術の習得の機会を提供した工事である。
 - (注)受注者(下請を含む)の職員を対象としたものは対象外。
 - (2) 受注者は、担い手育成活動を行う場合、事前に現場視察・実習、講習会等の目的、参加者、開催状況、効果等を記載した計画書を監督職員に提出するものとする。また、開催後に開催状況の実績を記載した書面を監督職員に提出するものとする。
- 8-31 本工事において、工事実施状況の記録資料(映像撮影、写真撮影、その他各種資料(概要説明資料等))の作成について監督職員から指示があった場合は、これに対応するものとする。なお、作成仕様については、事前に監督職員と協議するものとし、これに伴う費用は、工期末日までに契約変更を行うものとする。

また、記録資料に係る著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)については、工事完了時に当局に無償で譲渡するものとする。

8-32 本特記仕様書に疑義が生じた場合は、全て監督職員と協議して決定しなければならない。

以上

	港湾工事共通仕様書		
条項	記載内容	- 書類簡素化試行内容 	
1-1-5	施工計画書 2.受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合、その都度、当該工事着手前に変更する事項を記載した変更計画書を監督職員に提出しなければならない。但し、工事の施工方法・体制に影響しない工期や数量の変更、建設機械の変更など施工計画に大きく影響しない場合は、監督職員の承諾を得て提出を省略することができるものとする。	施工計画書 2. 受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合、その都度、当該工事着手前に変更する事項を記載した変更計画書を監督職員に提出しなければならない。但し、軽微な変更事項、および、他提出書類で変更内容が把握出来る事項については提出不要とする。	
1-1-22	監督職員による材料検査、施工状況検査及び立会	監督職員による材料検査、施工状況検査及び立会	
	1. 受注者は、設計図書の規定に従い、監督職員の材料検査、施工状況検査及び立会を受ける場合、事前に監督職員に通知しなければならない。	1. 受注者は、設計図書に規定されたものに限り、監督職員の材料検査、施工状況検査及び立会を受ける義務を有し、日時、場所、内容については別に定める週間工程表提出時に監督職員と打ち合わせの上決定し、実施状況を業務確認書に記載・整理しておくこと。	
		ものとする。 (3)監督職員は、設計図書に定められた施工状況検	
1-1-23	果品及び電子納品として作成し、監督職員に提出 しなければならない。ただし、各種ブロック製作	工事完成図書 工事完成時に提出する成果品を工事完成図書として提出しなければならない。 1. 工事完成図 受注者は、設計図書に従って工事完成図を紙の成果品及び電子納品として作成し、監督職員に提出しなければならない。ただし、根 固ブロック製作、異形ブロック製作、ケーソン製作にかかる工事完成図の作成・提出は要しない。	
	況を監督職員に提出しなければならない。	履行報告 受注者は、契約書第11条の規定に基づき、工程計画と 履行状況を比較出来る工程管理表および週間工程表の 様式について、事前に監督職員の承諾を得たうえで履行 状況を記載し監督職員に提出しなければならない。	
1-1-34	施工時期及び施工時間の変更 2. 受注者は、官公庁の休日又は夜間に作業を行 う場合、事前に理由を付した書面を監督職員に提 出し、承諾を得なければならない。	施工時期及び施工時間の変更 2. 受注者は、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合、1-1-28履行報告に定める週間工程表提出時に理由を付して監督職員に提出・確認をもって承諾を得たものとする。 ただし、週休2日確保試行該当工事においては、事前に理由および代休取得予定日を記した書面を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。	

	港湾工事共通仕様書	李将陈 末从 是 在市南	
条項	記載内容	書類簡素化試行内容	
	提出書類 受注者は、提出書類を「5. 提出書類様式集」に 基づき、監督職員に提出するものとし、これに定 めのないものは、監督職員の指示する様式による	提出書類 受注者は、提出書類を「5.提出書類様式集」 および本特記仕様書 に基づき、監督職員に提出するものとし、これに定めのないものは、監督職員の指示する様式によるものとする。また、これによらない場合は、あらかじめ監督職員等と協議するものとする。	
1-1-39	場合は同組合に加入し、その掛金収納書を工事請	保険の付保及び事故の補償 6.受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合 は同組合に加入し、その掛金収納書を工事請負契約締 結後原則1ヵ月以内に、発注者に提出しなければなら ない。 なお、個人手帳の提示および写しの提出は要しない。	
1-2-2	使用する場合、受注者は施工現場において使用す	現場管理 3. 受注者は、(中略) 排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、受注者は施工現場において使用する建設機械について、施工計画書に記載するものとし、監督職員が現地にて確認する。 7. 受注者は、工事に使用する主要な船舶機械を搬	
	搬入・搬出する際には、監督職員に通知しなけれ ばならない。	入・搬出する際には、1-1-28履行報告に定める週間工程表に機種および搬入・搬出予定日を記載すること。	
1-2-9	ら明視できない箇所等の写真(電子媒体によるものを含む)に関する撮影区分、撮影項目、撮影箇所及び撮影時期等は、設計図書及び「港湾工事写真管理基準」の定めによらなければならない。なお、同じ工事内容を繰り返す場合の撮影は代表的な1サイクルとし、他のサイクルは省略できるものとする。	写真管理 1. 工事段階ごとの施工状況及び完成後に外面から明視できない箇所等の写真(電子媒体によるものを含む)に関する撮影区分、撮影項目、撮影箇所及び撮影時期等は、設計図書及び「港湾工事写真管理基準」の定めによらなければならない。なお、撮影頻度は管理項目毎に以下による。 (1)施工管理(施工機械・方法等)は代表的な1サイクルの撮影とする。 (2)工事目的物の不可視部分にかかる出来形および完成品は全数若しくは段階の状況が確認できる撮影頻度とするが、これ以外の出来形管理(外観、形状寸法、型枠等)については、出来形管理基準に定める測定密度、若しくは、全体の20%のうち、何れか低い方を撮影密度とする。 (3)品質管理(コンケリート現場・強度試験)の写真は品質規定毎に1枚とする。	
5-18-3	消波ブロック工 1. 消波ブロック製作 (5)受注者は、所定の形状で変形、破損等がな く、整備された型枠を使用しなければならない。	消波ブロック工 1. 消波ブロック製作 (5)受注者は、所定の形状で変形、破損等がなく、整備された型枠を使用しなければならない。 なお、型枠の確認は受注者及び監督職員が観察することにより実施する。	

書類簡素化試行一覧表

No.3

港湾工事品質管理基準		き数数まん計与力力	
条項	記載内容	──── 書 類簡素化試行内容	
16-1	レディーミクストコンクリート 1) JISマーク表示認証工場製品 〔施工管理〕 スランプ、空気量、強度 〔管理内容〕 スランプ試験、空気量試験、圧縮試験 〔結果の整理方法〕 管理表を作成し提出	レディーミクストコンクリート 1) JISマーク表示認証工場製品 〔施工管理〕 スランプ、空気量、強度 〔管理内容〕 スランプ試験、空気量試験、圧縮試験 〔結果の整理方法〕 管理表を作成し提出 ただし、各々の試験結果報告書は、監督職員の請求 があった場合に提示	

	港湾工事出来形管理基準	書類簡素化試行内容	
条項	記載内容		
16-2	消波ブロックエ 1消波ブロック製作 〔型枠形状寸法〕 型枠搬入後適宜、観察 観察結果を報告	消波ブロック工 1. 消波ブロック製作 〔型枠形状寸法〕 型枠搬入後適宜、観察 観察結果を記録・整理 ただし、監督職員の請求があった場合に提示する。	

書類簡素化試行一覧表

	港湾工事写真管理基準	幸运体主从是公内 应	
条項	記載内容	書類簡素化試行内容	
2-4	運搬打設工 「施工管理」 準備、運搬、打設、打継目、表面仕上げ、養生 「撮影基準、注意事項及び説明」 撮影項目毎の規定による	運搬打設工 〔施工管理〕 準備、運搬、打設、打継目、表面仕上げ、養生 〔撮影基準、注意事項及び説明〕 撮影項目毎の規定による ただし、代表的な1サイクルの撮影とする	
2-5 2-6 2-7	暑中コンクリート 寒中コンクリート コンクリートの品質管理 〔施工管理〕施工状況 〔品質管理〕試験練り、強度試験、現場試験 〔撮影基準、注意事項及び説明〕 撮影項目毎の規定による	暑中コンクリート 寒中コンクリート コンクリートの品質管理 〔施工管理〕施工状況 〔品質管理〕試験練り、強度試験、現場試験 〔撮影基準、注意事項及び説明〕 撮影項目毎の規定による ただし、品質規定毎に1枚の撮影とする	
2-8 2-9	鉄筋工 型枠及び支保工 〔施工管理〕棒鋼、鉄筋、型枠 〔撮影基準、注意事項及び説明〕 撮影項目毎の規定による	鉄筋工型枠及び支保工 「施工管理」棒鋼、鉄筋、型枠 「撮影基準、注意事項及び説明」 撮影項目毎の規定による ただし、代表的な1サイクルの撮影とする	
3-5	本体工(ケーソン式) 1. ケーソン式) 1. ケーソン製作工 1) ケーソン製作用台船 2) 底面 3) マット [施工管理] 摩擦増大用マット類の確認、 摩擦増大用マット敷設状況 [撮影基準、注意事項及び説明] 撮影項目毎の規定による	試行なし 3) マット [施工管理] 摩擦増大用マット類の確認、 摩擦増大用マット敷設状況 [撮影基準、注意事項及び説明] 撮影基準はおきながある。	
	〔出来形管理〕 摩擦増大用マット出来形の確認 〔撮影基準、注意事項及び説明〕 撮影項目毎の規定による	ただし、代表的な1サイクルの撮影とする 試行なし (不可視部)	
	4) 支保	2-9型枠および支保工の試行による	
	5) 足場 〔施工管理〕足場 〔撮影基準、注意事項及び説明〕 撮影項目毎の規定による	5) 足場 〔施工管理〕足場 〔撮影基準、注意事項及び説明〕 撮影項目毎の規定による ただし、代表的な1サイクルの撮影とする	
	6) 鉄筋 〔施工管理〕 〔出来形管理〕鉄筋	2-8鉄筋工の試行による 試行なし (不可視部)	
	7)型枠 「施工管理」 〔出来形管理〕型枠 〔撮影基準、注意事項及び説明〕 撮影項目毎の規定による	2-9型枠および支保工の試行による 〔出来形管理〕型枠 〔撮影基準、注意事項及び説明〕 撮影項目毎の規定による ただし、撮影頻度は20%程度とする	

	港湾工事写真管理基準	書紙笛楽ルジに巾吹	
条項	記載内容	· 書類簡素化試行内容 	
3-5	8) コンクリート [施工管理] [品質管理] [出来形管理] コンクリート、完成 [撮影基準、注意事項及び説明] 撮影項目毎の規定による	2-4運搬打設工の試行による 2-7コンクリートの品質管理の試行による 〔出来形管理〕コンクリート、完成 〔撮影基準、注意事項及び説明〕 撮影項目毎の規定による ただし、形状寸法は全体の20%程度、外観は全段階・ 全数の撮影とする	
3-13	〔撮影基準、注意事項及び説明〕 撮影項目毎の規定による4. 根固ブロック工、1)根固ブロック製作 〔施工管理〕ヤード等、使用船舶機械等、函台 〔品質管理〕	3-5-1 ケーソン製作による (試行なし) 2-7コンクリートの品質管理の試行による 〔出来形管理〕鉄筋、型枠、コンクリート、完成 〔撮影基準、注意事項及び説明〕 撮影項目毎の規定による ただし、各項目毎の撮影頻度は3-5-1 ケーソン製作工 (ケーソン式)の試行による 3-5-1 ケーソン製作による (試行なし) 2-7コンクリートの品質管理の試行による 〔出来形管理〕鉄筋、型枠、コンクリート、完成 〔撮影基準、注意事項及び説明〕 撮影項目毎の規定による ただし、各項目毎の撮影頻度は3-5-1 ケーソン製作工 (ケーソン式)の試行による	
3-16	消波工 2. 消波ブロック工、1) 消波ブロック製作 〔施工管理〕ヤード等、使用船舶機械等、函台 〔品質管理〕 〔出来形管理〕鉄筋、型枠、コンクリート、完成 〔撮影基準、注意事項及び説明〕 撮影項目毎の規定による	3-5-1 ケーソン製作による (試行なし) 2-7コンクリートの品質管理の試行による 〔出来形管理〕 鉄筋、型枠、コンクリートは代表的な1サイクル(完成除く) 〔撮影基準、注意事項及び説明〕 撮影項目毎の規定による ただし、各項目毎の撮影頻度は3-5-1 ケーソン製作工(ケーソン式)の試行による	

別紙

下記に示す集約化後の新様式を使用し、書類を提出するものとする。

受注者提出用

集約化前(現行様式)		集約化後(新様式)		
様式 番号	書類名	様式 番号	書類名	(参考)書類集約化試行内容
1-1	請負代金内訳書(変更)	1-1	請負代金内訳書	-表紙と内訳表を1枚に集約
1-2	請負代金内訳	1-2 請負代金内訳書(変更)		衣紙と竹訳衣を1枚に来が
1-3	請負代金内訳 (変更)	1 2	開貝N並門扒音 (多史)	
2-1	工程表 (変更)	9	2 工程表(変更)	表紙と工程表を1枚に集約
2-2	工程表 (変更)	4		
18-1	承諾申請書			「指示」「協議」「承認」 「提出」「報告」「通知」を 1枚に集約 ※監督職員と受注者間に限る
20	工事材料搬出承諾申請書	99	工事打ち合わせ簿	
22	施工通知書	99		
41	承諾書			

発注者提出用

	集約化前		集約化後	
様式 番号	書類名	様式 番号	書類名	書類集約化試行内容
3	承諾書			「指示」「協議」「承認」
9	指示書	99	工事打ち合わせ簿	「提出」「報告」「通知」を 1枚に集約
27	部分使用協議書			※監督職員と受注者間に限る
18-1	変更協議書 (※工期+金額)	18	変更協議書	類似した内容のため、2つの様 式を1つに集約
18-2	変更協議書 (※条件+工期+金額)			
22	損害状況確認通知書	22	損害状況確認通知書	損害額計算書の様式を追加
25-1	検査結果通知書 (※完成+指定部分、合 格)	25	検査結果通知書	類似した内容のため、3つの様 式を1つに集約
25-2	検査結果通知書 (※既済部分)			
25-3	検査結果通知書 (※完成・指定部分、 合 格)			